介護老人福祉施設重要事項説明書

（令和　　年　　月　　日現在）

1　提供するサービスについての相談窓口

・電話番号　　０４３－２７０－０３１１

・ＦＡＸ番号　０４３－２７０－０１１６

担当者：　　岡　村　祐　一

・受付時間　月～金曜日　９：００～１７：００まで

＊ご不明な点は、何でもご相談下さい。

2　セイワ美浜介護老人福祉施設の概要

（1）提供できるサービスの種類

法　人　名	社会福祉法人　清和園
施　設　名	セイワ美浜介護老人福祉施設
所　在　地	千葉市美浜区磯辺２－２１－２
介護保険指定番号	１２７０６００３２１

（2）施設概要

定　員	１００　名	共有リビング	１２ヶ所
居　室	１００　室	談話コーナー	２ヶ所
浴　室	個人浴槽・一般浴槽	交流ホール	１ヶ所
	中間浴槽・特殊浴槽	機能訓練室	２ヶ所

（3）職員体制

３：１（利用定員：介護看護職員）　※施設内掲示の通り

（職員の職種、員数及び職務内容）

施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

施設長　　１名

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

医師　　１名以上（非常勤職員　１名以上・短期入所事業と兼務）

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

生活相談員　　２名以上（常勤職員　２名以上・短期入所事業と兼務）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

介護職員　　４０名以上（常勤換算４０名以上、短期入所事業と兼務）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

看護職員　３名以上（常勤換算３名以上、短期入所事業と兼務）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

管理栄養士　１名（常勤職員１名、短期入所事業と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

機能訓練指導員　１名以上（短期入所事業と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

介護支援専門員　１名以上（生活相談員兼務）
施設サービス計画の作成等を行う。

事務職員　１名以上（セイワ美浜関連事業と兼務）
必要な事務を行う。

３　当施設のサービスの特徴

（１）運営方針

①　施設サービス計画に基づき可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜に供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指すとともに、入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

②　明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健・医療福祉サービスの提供との密接な連携に努める。

（２）施設利用にあたっての留意事項

①面会

午前９時００分　～　午後１９時００分まで

②外出・外泊

事前にご連絡をお願い致します。

③飲酒

ご相談して下さい。

④喫煙

館内全館禁煙になっています。

⑤設備・器具の使用

決められた通りに正しくお使い下さい。

＊場合によっては、弁償していただく場合があります。

⑥金銭・貴重品の管理

所持する場合は、自己責任のもと管理をお願い致します。

＊万一事故等が発生した場合には、当施設では責任を負いません。

⑦施設外での受診

当施設の嘱託医もしくは協力病院以外での受診等につては、ご家族様等でお願い致します。

⑧宗教活動

個人的な活動については認めますが、職員または他の利用者等に強制、勧誘等は行わないで下さい。

⑨所持品等の持込（ペット等含む）

所持品等については、ご相談して下さい。ただし、ペット等については管理上の問題から認められません。

＊ご面会時等のペットの持ち込みは認められません。

⑩飲食物の持ち込み

ご面会時等の飲食物の持込については、ご面会前に必ずご相談下さい。

⑪宿泊

宿泊設備等がございませんのでご遠慮下さい。

＊この他のことについては、職員にご確認下さい。

4　緊急時の対応

ご利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

５　事故発生時の対応

（１）事故発生時は、当該入所者の安全を最優先として、緊急時マニュアルに沿って対応する。

（２）事故状況の記録

事故の状況及びその後の経過について記録する

（３）報告

サービスの提供により事故が発生した場合には、当該入所者の家族、県等に報告する。

（４）損害賠償

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

６　非常災害対策

（１）災害時の対応

災害時に備え、次の内容について定期的に防災設備の点検を実施しております。災害時は職員への連絡、夜間勤務職員・夜間宿直職員、地域住民の協力等で対応いたします。また備蓄品として非常用食料、衣料品、その他日用品等を保存しております。

（２）防災設備

消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知機、非常放送、非常通報装置、防排煙設備、避難器具、非常階段、誘導灯、誘導標識、非常扉、非常口等

（３）防災訓練

年４回職員、利用者等を対象とした防災訓練を実施いたします。

（４）防火管理責任者

防火管理責任者　：　北見　国昭

7　サービス内容に関する苦情・相談・要望

当施設ご利用相談・苦情受付窓口

・電話番号　０４３－２７０－０３１１

・受付時間　月～金曜日　９：００～１７：００まで

●苦情受付担当

セイワ美浜介護老人福祉施設

相談員　　岡村　祐一

●苦情解決責任者

セイワ美浜介護老人福祉施設

施設長　　徳田　昭彦

●第三者委員

僧侶　　鈴木　善光　：　電話番号　０４３－４２４－７７２５

団体職員　大野　長年　：　電話番号　０４３－４２４－０８０８

●千葉県国民保険連合会

介護保険課　：　電話番号　０４３－２５４－７４０４

8　第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	１．あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１．あり　　２．なし
	[2]．なし		

8　法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　清 和 園
代表者役職・氏名	理事長　　清水　一人
本部所在地	千葉市若葉区若松町７９２－１
電話番号	０４３－４２４－０８０８

定款に目的に定めた事業

1　養護老人ホーム
2　特別養護老人ホーム
3　老人短期入所事業
4　老人デイサービス事業
5　老人訪問介護事業
6　老人介護支援センター
7　老人居宅介護支援事業
8　地域包括支援センター
9　ケアハウス
10　特定施設入居者生活介護
11　生活支援ハウス
12　認知症対応型共同生活介護（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）
13　介護予防支援事業
14　障害福祉サービス事業
15　その他これに付随する業務

施設・拠点等

拠　点　数	７ヶ所
特別養護老人ホーム（従来型）	５ヶ所
特別養護老人ホーム（ユニット型）	３ヶ所
短期入所生活介護	６ヶ所
通所介護	５ヶ所
居宅介護支援事業所	４ヶ所
ケアハウス	１ヶ所
地域包括支援センター	２ヶ所
特定施設入居者生活介護	１ヶ所
生活支援ハウス	１ヶ所
認知症対応型共同生活介護	１ヶ所
養護老人ホーム	１ヶ所
訪問介護	１ヶ所
地域密着型介護老人福祉施設	１ヶ所

認知症対応型通所介護	１ヶ所
障害者グループホーム	１ヶ所
日中一時支援	１ヶ所
共生型生活介護事業	２ヶ所

介護老人福祉施設のサービス提供開始にあたり、事業者は本書面に基づいて重要な事項を説明し、利用者および連帯保証人はこれを承知しました。

事業者

（住　　所）　千葉市美浜区磯辺２－２１－２
（事業者名）　社会福祉法人清和園
　　セイワ美浜介護老人福祉施設
（代表者名）　施設長　　徳　田　　昭　彦　　印
（ 説明者 ）　相談員　　岡　村　　祐　一　　印

契約者

令和　　年　　月　　日

（利用者氏名）　　印

（連帯保証人）　　印

（利用者との関係：　　）

（連帯保証人）　　印

（利用者との関係：　　）